

# 学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ①

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

## 1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、**マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生**
- **事故に至る経緯等**については現在も捜査中であるが、**北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況**。両者は、当該バスの手配について、**事前に見積書や契約書を交わしていなかった**と回答

## 2. 今後の対策

- **教育課程内の活動**においては、移動が必要となる場合、**原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本**。**教育課程外その他の活動**においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、**地域の実情も踏まえつつ**、利用可能な範囲で、**公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討**することが重要

### (1) ガバナンスの徹底

- **学校の設置者は**、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して**適切に管理運営**。**学校及び交通事業者等は**、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、**担当者任せにせず、組織として対応**
- **学校の管理職は**、**学校における「安全管理の責任者」**であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、**書面等による事前承認を含む安全管理を徹底**
- **学校は**、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、**保護者に対して事前に連絡**

### (2) 適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- **学校は**、**法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認**するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にするなど、**適切に交通事業者等を選定**
- **貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は**、**事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付**
- **学校、交通事業者等とともに**、自動車の利用前に、**見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化**。**契約に関する書面については整理して保存**

# 学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ②

## (3) レンタカーでの契約の在り方

- **学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず※1、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行**
- **学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請**
- **レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない※1**  
※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

## (4) 自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- **学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行う**  
その際、**学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底**

## (5) 運転者の手配の在り方

- **学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等※2に直接依頼し、適切に契約**
- **事業者等は、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配しない**
- **学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認**  
※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

## (6) 教職員等の同乗について

- **学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置**

## (7) 安全意識の啓発・研修等

- **学校の設置者は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましい**
- **学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努める**

\*部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。

